

議案第70号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めることとする。

令和4年9月8日 提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

山都町ランドデザイン(令和元年5月策定)に基づき、九州中央自動車道矢部I.C.(仮称)の開通を見据えた整備計画にて進めている中央グラウンド周辺の公園整備について、芝生広場が完成したことにより一部供用を開始する方針となったことから、適正な管理運営を行うため条例を定める必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、山都町運動公園(以下「運動公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民スポーツの振興を図るとともに体育活動の利用に供し、町民の融和と親睦を図り、もって健康福祉の増進に資するとともに、大規模災害時の防災拠点として、運動公園を設置する。

(名称及び位置)

第3条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山都町運動公園	山都町長原739番地

(管理)

第4条 運動公園の管理は、山都町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(利用期間及び時間)

第5条 運動公園の利用期間は、1月4日から12月28日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、利用期間を変更することができる。

2 施設の利用時間は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 運動公園を専用し利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 運動公園の利用は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、引き続き3日を超えて利用することができる。

3 第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、運動公園を目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（行為の制限）

第7条 運動公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（1） 行商、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

（2） 業として写真を撮影し、又は業として映画若しくはテレビの撮影その他これらに類する行為をすること。

（3） 興行を行うこと。

（4） 展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

（5） 運動公園に広告物（大型映像装置による広告を含む。）を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他教育委員会の指示する事項を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した書類を教育委員会に提出してその許可を受けなければならない。

4 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が山都町暴力団排除条例（平成24年山都町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団を利するおそれがないと認める場合又は公衆の運動公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 教育委員会は、第1項又は第3項の許可に運動公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号に該当するときは、運動公園の利用を許可しないものとする。

- (1) その利用が社会の秩序を乱し、又は公益、風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) その利用が運動公園の建物又は備品の汚損、破損又は紛失のおそれがあると認めるとき。
- (3) その利用が運動公園の管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(利用許可の取消し)

第9条 利用者が次の各号に該当するときは、教育委員会は、その許可を取り消し、又は利用を中止することができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 風紀秩序を乱したとき。
- (3) 利用申請目的以外に利用したとき。
- (4) 管理上、特に必要と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緊急やむを得ない理由により、町又は教育委員会が運動公園を利用するとき。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納した使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 運動公園の管理については、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条中「ただし、教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは」とあるのは「ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が運動公園の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が運動公園の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 指定管理者の指定の手続については、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年山都町条例第167号)に基づき行うものとする。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条第1項の運動公園の利用の許可に関する業務
- (2) 運動公園の効用を高めるために教育委員会が特に必要と認める業務
- (3) 運動公園の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が運動公園の管理上必要と

## 認める業務

### (利用料金)

第15条 第10条の規定にかかわらず、運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、法第244条の2第8項の規定に基づき当該指定管理者に運動公園の利用に係る料金（以下本条において「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、法第244条の2第9項の規定に基づき、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

### (業務の報告)

第16条 町長又は教育委員会は、法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

### (業務の停止)

第17条 町長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### (原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった運動公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときはこの限りでない。

### (損害賠償)

第19条 故意又は過失により運動公園をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、運動公園の利用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 利用期間を終わっても、正当な理由がなく利用を続ける者
- (2) 利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
- (3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者

2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(山都町営グラウンド条例の一部改正)

2 山都町営グラウンド条例(平成17年山都町条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1中央グラウンドの項を削る。

別表第2中「中央グラウンド、御岳グラウンド」を「御岳グラウンド」に、

「

野球	1面につき	450円	130円	820円	1	1時間未
----	-------	------	------	------	---	------

	230円				満は1時間 とみなす。 2 町民以外 の使用の場 合は倍額と する。
ソフトボ ール	1面につき 190円	320円	130円	820円	
サッカー	1面につき 190円	320円	130円	820円	
バレーボ ール	1面につき 60円	100円			
軟式庭球	1面につき 60円	100円			
その他の球 技	1面につき 130円	190円	130円	820円	
第1グラウ ンド	全面につき 1,100円	2,200 円	130円	820円	
第2グラウ ンド	全面につき 450円	510円			

」を「

野球	1面につき 230円	450円	130円	820円	1 1時間未 満は1時間 とみなす。 2 町民以外 の使用の場 合は倍額と する。
ソフトボ ール	1面につき 190円	320円	130円	820円	
サッカー	1面につき 190円	320円	130円	820円	
その他の球 技	1面につき 130円	190円	130円	820円	
第1グラウ ンド	全面につき 1,100円	2,200 円	130円	820円	
第2グラウ ンド	全面につき	510円			

ンド	450円				
----	------	--	--	--	--

」に改める。

(利用に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした前項による改正前の山都町営グラウンド条例の規定によりなされた中央グラウンドの利用に係る許可、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条、第10条関係）

山都町運動公園使用料

施設名	区分	5時 ～ 12時	12時 ～ 18時	18時 ～ 22時	照明料 (1時間 まで)	備考
中央グラウンド ※1面につき	野球	230円	450円	130円	820円	1 1時間未 満は1時間 とみなす。 2 町民以外 の使用の場 合は倍額と する。
	ソフトボール	190円	320円	130円	820円	
	サッカー	190円	320円	130円	820円	
	その他	130円	190円	130円	820円	
芝生広場（A） ※上段	グラウンドゴ ルフ (1面)	500円 (1時間あたり)				
芝生広場（B） ※下段	グラウンドゴ ルフ (2面)	1,000円 (1時間あたり)				

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

山都町営グラウンド条例(平成17年条例第77号)新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
名称			位置			名称			位置		
中央グラウンド			山都町長原739番地			<del>中央グラウンド</del>			<del>山都町長原739番地</del>		
御岳グラウンド			山都町野尻1000番地			御岳グラウンド			山都町野尻1000番地		
御岳第2グラウンド			山都町野尻1000番地			御岳第2グラウンド			山都町野尻1000番地		
名連川グラウンド			山都町黒川922番地			名連川グラウンド			山都町黒川922番地		
清和グラウンド			山都町仮屋376番地			清和グラウンド			山都町仮屋376番地		
木原谷グラウンド			山都町木原谷235番地			木原谷グラウンド			山都町木原谷235番地		
馬見原グラウンド			山都町滝上460番地			馬見原グラウンド			山都町滝上460番地		
下矢部西部グラウンド			山都町猿渡1850番地			下矢部西部グラウンド			山都町猿渡1850番地		
小峰グラウンド			山都町小峰1385番地			小峰グラウンド			山都町小峰1385番地		
別表第2(第13条関係)						別表第2(第13条関係)					
1 中央グラウンド、御岳グラウンド、御岳第2グラウンド、名連川グラウンド、小峰グラウンド使用料						1 <del>中央グラウンド</del> 、御岳グラウンド、御岳第2グラウンド、名連川グラウンド、小峰グラウンド使用料					
区分	5時から12時まで	12時から19時まで	19時から22時まで	電気料(1時間まで)	備考	区分	5時から12時まで	12時から19時まで	19時から22時まで	電気料(1時間まで)	備考
野球	1面につき 2 30円	450円	130円	820円	1 1時間未満は1時間とみなす。	野球	1面につき 2 30円	450円	130円	820円	1 1時間未満は1時間とみなす。
ソフトボール	1面につき 1 90円	320円	130円	820円	2 町民以外	ソフトボール	1面につき 1 90円	320円	130円	820円	2 町民以外

サッカー	1面につき 90円	1	320円	130円	820円	の使用の場 合は倍額と する。
バレーボ ール	1面につき 0円	6	100円			
軟式庭球	1面につき 0円	6	100円			
その他の 球技	1面につき 30円	1	190円	130円	820円	
第1グラウ ンド	全面につき 1,100円		2,200円	130円	820円	
第2グラウ ンド	全面につき 450円		510円			

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

サッカー	1面につき 90円	1	320円	130円	820円	の使用の場 合は倍額と する。
<del>バレーボ ール</del>	<del>1面につき 0円</del>	<del>6</del>	<del>100円</del>			
<del>軟式庭球</del>	<del>1面につき 0円</del>	<del>6</del>	<del>100円</del>			
その他の 球技	1面につき 30円	1	190円	130円	820円	
第1グラウ ンド	全面につき 1,100円		2,200円	130円	820円	
第2グラウ ンド	全面につき 450円		510円			

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

平常時



サッカー場  
(供用予定：令和7年度～)  
※有料施設

芝生広場  
(供用：令和4年11月～)  
※専用時は有料

ちびっこ運動広場  
(供用予定：令和7年度～)  
※無料

体育館  
(供用予定：令和6年度～)  
※有料施設

中央グラウンド(供用中)  
(令和6～7年度改修予定)  
※専用時は有料

ランニングコース  
(供用予定：令和8年度～)  
※無料

赤文字：今回供用施設  
黒文字：今後の予定